

平成 25 年 5 月
内閣官房行政改革推進本部事務局

競り下げ試行の検証結果の概要

競り下げについては、民間企業や独立行政法人等において実施されている事例があり、調達分野によっては、一度だけ価格提示する従来の方式に比べて調達費用を削減できる可能性があるとの指摘がある。

このため、平成 23 年度から、コスト削減や新規参入促進等の効果、中小企業者への影響、現行法令下における制約・課題等につき検証を行うため、各府省が行う調達において競り下げの試行を実施してきた。各府省では、平成 23 年 3 月から平成 25 年 1 月までの間に、合計 213 件（約 4 億円）の競り下げを試行し、そのデータ等を基に行政改革推進本部事務局において試行結果の検証を行った。

（注）「競り下げ」とは、参加者が一度だけ価格を提示する従来の調達方式とは異なり、定められた時間の範囲内に、最低の価格を確認し、何度でもより安い価格を提示できる方式である。

1. 価格等の調達コストに係る検証

（1）前回契約と規格等が類似し比較可能な試行案件（61 件）について、前回価格と競り下げの最低価格を比較したところ、前回価格よりも価格が下落した案件は 46 件、価格が上昇した案件は 14 件、価格が同一の案件が 1 件であった。

このうち、前回契約が一般競争入札の案件についてみると、前回価格よりも価格が下落した案件は 15 件、価格が上昇した案件は 8 件、価格が同一の案件が 1 件であった。

（2）上記 61 件について、競り下げシステム手数料のコストを含めて比較すると、前回よりも調達コストが下がった案件は 38 件、上がった案件は 23 件であった。

このうち、前回契約が一般競争入札の案件についてみると、前回よりも調達コストが下がった案件は 11 件、上がった案件は 13 件であった。

（3）価格の下落又は上昇については、実際の調達では様々な要因が影響するものであるが、以下のような点を指摘できると考えられる。

① 価格が下落した案件

ア 前回より価格が下落した案件では、他の参加者の価格を確認しながら、利幅を圧縮するなどによって当初の見積価格を見直し、更に低い価格を提示することにより、例えば、価格競争力の類似した参加者が多数いる状況で、競

り下げにより価格が下落している可能性がある。

- ・価格下落案件で最低価格を提示した者のうち、「自社の見積価格を見直した結果、当初の見積価格よりも低い価格の提示が可能だった」と回答した者は、アンケート調査に回答した20者中15者であった。
- ・当初の見積価格の見直しについては、競り下げ参加者へのヒアリング調査では、卸売業者等との再度の仕入価格の交渉、利幅の圧縮等によるとの意見があった。

② 価格が上昇した案件

前回より価格が上昇した案件では、競り下げでは複数回価格を提示できることから、最初は本来提示できる価格より高めの価格を提示することにより、例えば、特定の参加者の価格競争力が高い状況で、競り下げを実施したため価格が高止まりしている可能性がある。

- ・郵便により一度だけ価格提示した者を含む競り下げ案件では、郵便による価格の方が次点の価格より約30%低かった。

- (4) 競り下げに向く案件としては、競り下げ試行を実施した府省庁を対象としたアンケート調査では、競争的な環境にあり、仕様が複雑ではない汎用的な物品・役務等が考えられるとの意見があった。
- (5) 競り下げ試行を実施した府省を対象としたアンケート調査では、前回契約と比べ、競り下げ関連書類の作成や競り下げシステム運営事業者との連絡調整に係る事務負担の増加等のコスト増加要因の指摘があった。

2. 新たな参加者に係る検証

- (1) 価格の下落・上昇については、競り下げの実施のほか、新規参加者の加入状況が関係しており、新規参加者を確保することが調達価格の下落に影響している可能性がある。

- ・価格下落案件46件のうち、新規参加者が最低価格又は次順位価格を提示した案件は32件、価格下落率10%以上の案件25件のうち、同案件は23件であった。
- ・新規参加者割合が50%未満の場合は、価格が下落した案件が13件、価格が上昇した案件が11件である一方、50%以上の場合は価格が下落した案件が33件、価格が上昇した案件が3件であった。

- (2) 競り下げによる新規参入促進の効果については、競り下げ試行の参加者を対象としたアンケート調査において、競り下げによる参加機会の拡大に関し「どちらでもない」との回答が51.9%、「やや拡大した」との回答が26.5%であった。

同アンケート調査で、競り下げに参加したきっかけについては、「発注者の情

報提供」との回答が 56.5%と最も多かった。

3. 中小企業者の受注状況等に係る検証

(1) 前回契約と比較可能な案件(61件)のうち、前回、中小企業者が受注していた案件57件中、56件において、引き続き中小企業者が受注していた。

(2) 競り下げ試行の参加者を対象としたアンケート調査によると、中小企業者等から、「競り下げの最終価格は低過ぎる」との意見があった(最低価格を提示した者の34%)ほか、「利益度外視で価格を下げることにつながる」、「競り下げの実施時間に拘束され他の営業活動に支障が生じる」等の意見があった。

4. 制度上の制約・課題に係る検証

競り下げの試行は、現行の会計法令との整合性を保つスキームにより基本的に支障なく実施された。

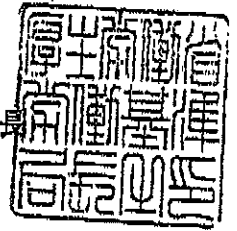
5. 総括

上記のとおり、平成23年度から試行を実施してきた結果、競り下げの実施によって価格が下落する場合もあれば上昇する場合もあることなどが確認されたことを踏まえ、調達方策としての競り下げについては、今後、各府省庁において、個別案件の状況に応じて実施の適否を判断することが適切と考えられる。その際、調達品目の特性や調達環境を踏まえ、調達価格に与える効果を検討するとともに、競り下げに伴うコスト増加要因や中小企業事業者への影響等に配慮する必要がある。

基発 1015 第 4 号
平成 25 年 10 月 15 日

内閣府大臣官房長 殿

厚生労働省労働基準局長



平成 25 年度最低賃金周知広報の実施について (協力依頼)

最低賃金行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年度の地域別最低賃金額の改定については、各地方最低賃金審議会において、経済財政運営と改革の基本方針や日本再興戦略等について配意する等、諸般の事情を総合的に勘案した審議が行われ、今年 10 月 7 日までにすべての地域別最低賃金額について改定公示が行われました。

今後、改定された地域別最低賃金額及び最低賃金制度について広く国民に周知を図り、同制度の履行確保を図ることが重要となりますが、その履行状況は今なお十分とは言えない実情にあることから、厚生労働省では標記の周知広報を実施することとしています。

貴職におかれましても、最低賃金制度の趣旨を御理解の上、中央及び地方の関係部局、関係機関、関係団体及び貴省(庁)所管の事業を行う者に対する改定された地域別最低賃金額及び最低賃金制度の周知について格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

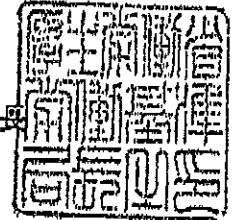
また、貴省(庁)で民間企業へ業務委託等を行う場合におかれましては、最低賃金額が年度途中で改定された場合に、最低賃金法違反が発生することのないよう、最低賃金の改定がありうることを考慮に入れた契約を行う等その発注時における特段の御配慮をお願いするとともに、関係機関、関係団体等に対してもこの旨の御指導・御依頼をいただくようお願い申し上げます。



基発 1015 第 6 号
平成 25 年 10 月 15 日

東京都知事 殿

厚生労働省労働基準局長



平成 25 年度最低賃金周知広報の実施について（協力依頼）

最低賃金行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年度の地域別最低賃金額の改定については、各地方最低賃金審議会において、経済財政運営と改革の基本方針や日本再興戦略等について配意する等、諸般の事情を総合的に勘案した審議が行われ、今年 10 月 7 日までにすべての地域別最低賃金額について改定公示が行われました。

今後、改定された地域別最低賃金額及び最低賃金制度について広く国民に周知を図り、同制度の履行確保を図ることが重要となりますが、その履行状況は今なお十分とは言えない実情にあることから、厚生労働省では標記の周知広報を実施することとしています。

貴職におかれましても、最低賃金制度の趣旨を御理解の上、改定された地域別最低賃金額及び最低賃金制度の周知について格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、貴都道府県で民間企業へ業務委託等を行う場合におかれましては、最低賃金額が年度途中で改定された場合に、最低賃金法違反が発生することのないよう、最低賃金の改定がありうることを考慮に入れた契約を行う等その発注時における特段の御配慮をお願いするとともに、関係機関、関係団体及び市町村（政令指定都市を除く。）に対してもこの旨の御指導・御依頼をいただくようお願い申し上げます。

なお、政令指定都市長に対しては、当省より協力を依頼していることを申し添えます。

原議保存期間 1年 (平成27年3月31日まで)

警視庁生活安全総務課長
各道府県警察本部生活安全部長 殿

事務連絡
平成26年2月27日
警察庁生活安全局生活安全企画課犯罪抑止対策室長

プール監視業務への対応について

プールの監視業務については、「プール監視業務を外部委託する場合における警備業の認定の要否について」（平成24年6月25日付け事務連絡）により、プールの所有者から有償で委託を受けて行われる場合は、警備業法上の警備業務に該当するとの見解を改めて示すとともに、自治体等からの質疑等に対し、適切に対応するよう連絡していたところである。

各都道府県警察においては、これを受け、自治体等の発注者側に対し、文書発出や会議等での説明を行うなどして、警備業務の実施の適正を図る必要性について、理解を求めていただいていると承知している。

年度が改まる時期は、自治体等で担当する者の人事異動等も行われることから、この機をとらえて、改めて自治体等において、プール監視業務が人命にかかわる重要な業務であり、これを有償で外部委託する場合は、都道府県公安委員会の認定を受けた警備業者に委託するよう周知されているか、また、プール監視業務を行っている警備業者において、プール監視業務に従事する警備員に対する教育が行われ、契約上求められている監視員の確保がされているか確認されたい。

【本件担当】

生活安全企画課 古畑警視(800-3057)